

第 1 期中期目標期間
事業報告書

独立行政法人農薬検査所

目次

1	業務の目的及び内容	1
2	事業所の所在地	2
3	法人の沿革	2
4	根拠法	2
5	主務大臣	2
6	中期目標の期間	2
7	中期計画に定めた項目毎の実績	別 添

1 業務の目的及び内容

(業務目的)

独立行政法人農薬検査所は、農薬の品質の適正化、及びその安全性の確保を図ることを目的として、独立行政法人農薬検査所法（平成11年法律第187号）に基づき、農薬の検査等を行う。

(業務内容)

(1) 農薬の検査

- ① 農林水産大臣の指示により、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の登録検査等を行う。
- ② 国からの要請に応じて、特定農薬の指定又は変更に必要な農薬の検査を行うため、当該農薬の薬効薬害等について調査、分析又は試験を行う。

(2) (1)の業務に附帯する業務

① 農薬G L P適合確認

農薬の登録申請に係る安全性に関する試験成績の信頼性確保のため、農林水産省消費・安全局長の要請に応じ、試験施設に対する農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）の適合確認を行う。

② 調査研究

近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る調査研究を行う。

③ 農薬に関する情報提供等

消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬に対する国民の理解を深めるため、農薬に関する情報を積極的に提供する。

④ 情報収集等

コーデックス食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要（モノグラフ）、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これら情報の分類・整理を行う。

⑤ 研修・指導等

都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。

⑥ 国際調和への対応

国との連携・協力の下、OECD農薬作業部会及びG L P作業部会等に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。

⑦ 海外技術支援

発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。

⑧ アンケート調査の実施

農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。

⑨ 情報の保全・管理

農薬の毒性試験等のデータ等は、作成した農薬登録申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理及び不正侵入防止措置を講じ、また試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、試験成績を磁気媒体（光ディスク）に転写し、保管する。

(3) 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査

農林水産大臣の命令により、農薬取締法の規定による農薬等の集取及び製造者等への立入検査又は遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）の規定による立ち入り、質問、検査及び収去を行う。

2 事業所の所在地

〒187-0011

東京都小平市鈴木町2-772

3 法人の沿革

昭和22年 東京都北区西ヶ原（農事試験場内）に農林省農薬検査所として設立

昭和24年 生物課が現在地に移転

（昭和30年化学課、昭和32年総務課が移転して移転完了）

平成13年 独立行政法人農薬検査所として設立

4 根拠法

独立行政法人農薬検査所法（平成11年法律第187号）

5 主務大臣

農林水産大臣

6 中期目標の期間

独立行政法人農薬検査所の中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

7 中期計画に定めた項目毎の実績（別添）

独立行政法人農薬検査所 第1期中期目標期間事業報告書

中期目標項目	中期計画項目	事業報告書
		<p>【中期目標期間における農薬を巡る情勢】</p> <p>中期目標期間においては、①無登録農薬の流通・使用が全国規模で判明したり②牛海綿状脳症（BSE）問題が発生して、これらはわが国の食の安全性への信頼を揺るがす事態に発展した。こうした事態に抜本的に対処するため、政府は農薬取締法の改正、食品安全基本法の制定及び食品安全委員会の設置等新たな体制を整備して、我が国の食の安全行政の立て直しを図ったところである。</p> <p>このように期初において想定できなかった様々な事態が発生するなかで、農薬検査所は、通常の登録検査の実施に加え、無登録農薬対応として、緊急立入検査の実施、農薬取締法改正への技術的支援及び改正法に対応すべく緊急登録検査、経過措置への対応、農薬の使用基準の遵守に資する審査等を通じて、農薬の品質の適正化及び安全で適切な使用の確保に貢献してきたところである。</p>
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
<p>1 農薬の検査</p> <p>近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の品質の適正化及び安全性の確保に資するため、その検査の質を確保しつつ、検査業務の効率化を図ることにより、従来の検査内容について1申請当たりの検査期間^(※1)を5%削減する。</p> <p>(※1) 検査の過程で追加試</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、従来の検査内容について、次の措置を講じることにより、平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間^(※1)を基準として1申請当たりの検査期間^(※1)を5%削減する。</p> <p>(※1) 検査の過程で追加試</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>中期目標期間（平成13年度～17年度）中、農林水産大臣からの農薬登録の検査指示件数は、8,639件であった。</p> <p>このうち、基準設定必要農薬^(※、注1)については318件の検査指示があった。この指示件数から申請取下げ等を除外した312件の検査進捗状況を見ると、農薬検査所で検査中が61件、申請者において追加試験成績作成中が3件、農薬検査所での中間検査を終了し、食品安全委員会（以下、「食安委」という。）での一日摂取許容量（以下「ADI」という。）設定及び厚生労働省での残留農薬基準設定中等が133件、検査終了が115件となっている。このように検査未了のうち約69%が農薬検査所での中間検査を終了して食安委での審議以降の段階に進んでおり、特に平成16年度以前に検査指示されて検査指示から1年以上経過した案件の95%は食安委での審議以降の段階に進んでいる。</p> <p>また、基準設定必要農薬の平均検査期間についてみると、中期目標期間5カ年中に検査終了した115件^(注2)の平均検査期間は10.9ヶ月であり、目標検査期間（11.6ヶ月）を達成した。</p> <p>一方、基準設定不要農薬については緊急登録要望農薬を含め、8,321件の検査指示があった。この指示件数から申請取下げ等を除いた8,311件の検査進捗状況を見ると、緊急登録要望農薬は16年度までにすべて検査を終了、通常検査も6,354件の検査を終了した。なお、検査未了は1,148件であるが、このうち940件（82%）は平成17年度下半期に検査指示があったものである。</p>

験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

次に、基準設定不要農薬の平均検査期間についてみると、中期目標期間中に検査が終了した7、163件の平均検査期間は5.7ヶ月（目標検査期間5.5ヶ月）であった。

これは平成14年度に明らかとなった無登録農薬の流通・使用実態に対処すべく、中期目標期間中に行われた農薬取締法改正に伴う対応として、国からの要請により法改正に伴い派生した農薬使用基準の遵守に関する新たな業務を着実に実施したこと、特に平成16、17年度においては有効成分毎の総使用回数の明確化等^(注3)に伴う調整作業が加わったこと、平成17年度においてはマイナー作物に対する経過措置適用作物に対する変更申請に関する検査指示が年度後半に集中したこと、に適切に処理しつつ前年度を大幅に上回る件数の検査を行ったためである。このほか、中期目標期間中に検査項目が48項目から61項目に増加したことも理由として考えられる。

【各年度の検査状況】

（平成13年度）基準設定必要農薬のうち年度内処理した27件の平均検査期間は8.9ヶ月（年度目標12.1ヶ月）で、基準設定不要農薬1,894件のうち年度内処理した892件の平均検査期間は5.5ヶ月（年度目標5.7ヶ月）であった。

（平成14年度）国内で無登録農薬が流通、使用されている実態が明らかになり、農薬の適正使用を徹底するため農薬取締法が改正された。これに伴い、農薬ラベルに表示のない作物への使用禁止、一方で地域の特産作物（マイナー作物）への適用を可能とするための緊急登録措置を行うこととなった。こうした状況の下、基準設定必要農薬のうち年度内処理した48件の平均検査期間は10.4ヶ月（年度目標12.0ヶ月）であったが、基準設定不要農薬でかつ通常検査農薬の検査指示は2,122件あり、このうち年度内処理した1,409件の平均検査期間は6.0ヶ月（年度目標5.7ヶ月）であった。これは農薬取締法改正による緊急登録要望農薬の検査を優先的に処理したためである。なお、検査指示のあった緊急登録要望農薬684件のうち、年度内処理した662件の平均検査期間は1.0ヶ月であった。

（平成15年度）基準設定必要農薬のうち年度内処理した10件の平均検査期間は9.7ヶ月（年度目標11.8ヶ月）であったが、基準設定不要農薬でかつ通常検査農薬のうち、年度内処理した1,096件の平均検査期間は7.0ヶ月（年度目標5.6ヶ月）であった。これは前年度に引き続き農薬取締法改正による緊急登録要望農薬の検査を優先的に処理したこと、更に農薬取締法改正に係る技術的支援（2の（10）「国の施策に対する技術的協力」を参照）にも対応したためである。なお、検査指示のあった緊急登録要望農薬147件のうち、年度内処理した140件の平均検査期間は1.3ヶ月であった。

（平成16年度）平成16年度において、農薬の安全性確保のため、既にADIが設定された農薬についてもADIの再評価を行うこととなったことから基準設定必要農薬は増加した。このうち年度内処理した7件の平均検査期間は10.6ヶ月（年度目標11.7ヶ月）であったが、基準設定不要農薬でかつ通常検査農薬のうち、年度内処理した1,036件の平均検査期間は6.0ヶ月（年度目標5.6ヶ月）であった。これは、農薬取締法施行規則改正に伴う有効成分毎の総使用回数の明確化等に伴う調整作業が加わったためである。なお、緊急登録要望農薬（7件）については今年度で全て検査が終了した。

（平成17年度）基準設定必要農薬のうち年度内処理した23件の平均検査期間は15.0ヶ月（年度目標11.6ヶ月）であった。これは新たな食品安全行政の下、残留農薬基準の告示までに新たな手続きが必要となったが従前の検査期間の測定方法に従ったためである。なお、これらの影響を除いた検査期間は10.4ヶ月と推定される。一方、基準設定不要農薬の年度内処理件数は前年度の約2倍に相当する1,920件に達し、平均検査期間は6.3ヶ月（年度目標5.5ヶ月）となった。これは、①有効成分毎の総使用回数の明確化等に伴う調整作業が加わったこと、②マイナー作物の経過措置適用作物に対する変更申請に関する検査指示が年度後半に集中し

たこと、を適切に処理しつつ前年度を大幅に上回る件数の検査を行ったためである。

その他、6,757件の農薬について再登録に係る検査を行った。

(※)農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬

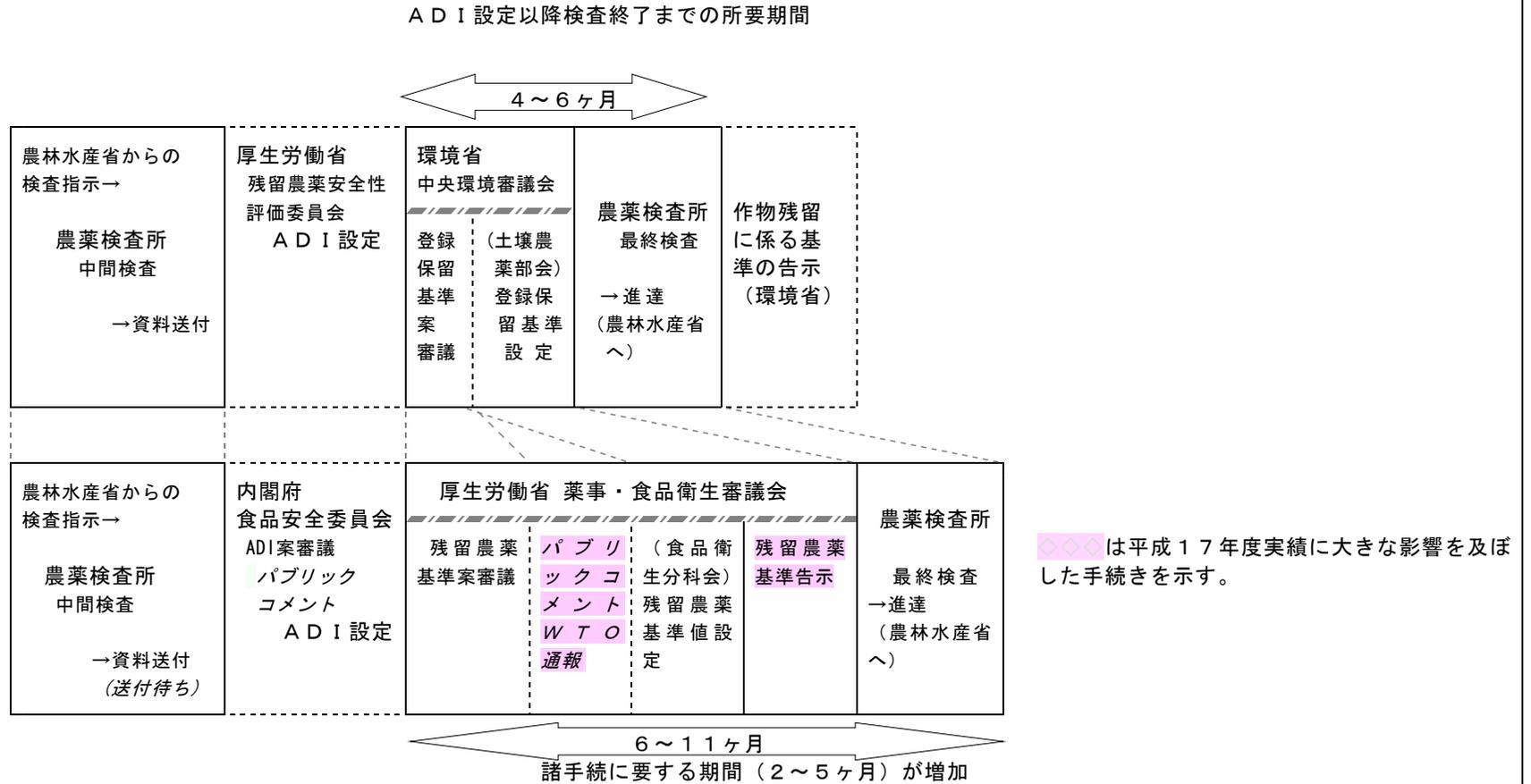
(注1：基準設定必要農薬)

基準設定必要農薬の検査期間を把握する際、従来、対象となる農薬はADIが未評価の農薬に限定されていたが、リスク評価体制の見直しに伴い(食安委による審議)、既にADIが設定された農薬についても残留農薬基準値の設定が必要となった際に、ADIの再評価を実施することとなった。このため、平成16年度から、これまで基準設定が不要な農薬として扱っていたもののうち、ADIの再評価を要するものについては基準設定必要農薬として扱うこととした。なお、15年7月の食安委発足後、関係4府省(内閣府、厚生労働省、環境省及び農林水産省)の間でADI再評価のための具体的処理手順の協議が整うまでの間、農薬検査所で中間検査が終了した案件の食安委への資料送付が見送られた。

(注2：基準設定必要農薬の検査期間)

従来、農薬の登録は、人や環境に対する安全性を担保するため、登録保留基準(作物残留、土壌、水質汚濁、水産動植物毒性)を設けており、農薬の有効成分が新規化合物である場合、農薬検査所における中間検査終了後、人への影響に関する部分については厚生労働省残留農薬安全性評価委員会が農林水産省が提供した資料を基にADIを設定、次に環境省中央環境審議会において作物残留に係る基準を含む登録保留基準を設定、農薬検査所の検査は最終的にこれら基準に照らして検査が完了するしくみであった。ところが、平成15年度からの新たな食品安全行政の展開後、リスク管理とリスク評価を行う機関を分離するため、ADIは内閣府食品安全委員会で審議・設定することとなるとともに、それまで農薬登録保留基準のひとつである作物残留に係る基準の設定と厚生労働省による残留農薬基準の設定が連動していなかった点を改善するため厚生労働省の残留農薬基準の設定をもって登録保留基準のうち作物残留に係る基準とするよう改められた。これにより、検査期間に厚生労働省が所管する残留農薬基準の決定(パブリックコメントの募集、WTO通報、官報告示等)の諸手続に要する期間が含まれることとなった。

図 農薬登録検査フローと検査期間（食品安全基本法施行による変化）（注：点線内は検査期間外を示す。）



(注3：有効成分の総使用回数 of 明確化)

平成14年度に改正された農薬取締法において、使用者が遵守すべき農薬の使用基準の設定が盛り込まれ、農林水産省は平成16年6月に農薬取締法施行規則及び農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（農林水産省・環境省令）を改正し、農薬のラベル表示方法等を改正した。具体的には、農薬が含有する有効成分の種類毎に総使用回数の表示が必須となった。これを受け、農薬検査所においては、農薬の登録申請（再登録を含む。）時に農薬の使用基準に関する表示方法を見直すこととし、①有効成分の種類毎の総使用回数の表示方法の明確化の検討、②同一有効成分を含有する複数の農薬の総使用回数の整合等について検討を行った。

(参考) 1. 基準設定必要農薬の検査期間の推移

年度	当該年度 指示件数	継 続 件 数	合計件数 (当該年度 +継続分)	終 了 件 数	検査終了したものの 平均検査期間(月)	各年度の 目標期間(月)
13-17 計	259	59	318	115	10.9	11.6
17	81	139 *(3)☆(2)	220	23	15.0 【10.4】	11.6
16	61 (19)	90*(1) 41	151 60	7 (7)	10.6	11.7
15	56 (9)	45*(2) 42*(2)	101 51	10 (10)	9.7	11.8
14	22	70*(1)	92	48	10.4	12.0
13	39	59	98	27	8.9	12.1

- 注：1) 平成17年度の【 】は残留農薬基準のパブリックコメント、WTO通報に要した時間及び残留農薬基準告示作業の遅延期間を除いた場合の参考検査期間を示す。
 2) *印は、申請取下げ等件数で継続件数に含まない。
 3) ☆印は、基準必要から基準不要への変更申請件数を示す。
 4) 平成16年度及び平成15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す。
 5) 13-17計の継続件数及び合計件数は期間内での指示件数と前期間からの継続件数でカウントするため、各年の積み上げとは一致しない。

(参考) 2. 基準設定必要農薬の検査進捗状況 (平成18年3月31日現在)

検査指示 時期別	検査 指示 件数	検査 終了 件数	検査 未了 件数	進 捗 状 況					所 在	
				薬検 検査 中	申請者 追加試 験成績 作成中	薬検追 加試験 成績検 査中	食安委 ADI審査 中	厚労省 基準値 設定中	農薬検 査所 (%)	他機関 (%)
計	220	23	197	57	3	4	106	27	31	69
17年度	81	0	81	55	0	0	24	2	68	32
16年度 以前	139	23	116	2	3	4	82	25	5	95

(参考) 3. 基準設定不要農薬(通常及び緊急)の検査期間の推移

(上段：通常登録検査、下段：緊急登録検査)

年 度	当該年度 指示件数	継 続 件 数	合計件数 (当該年度 +継続分)	終 了 件 数	検査終了したものの 平均期間(月)	各年度の目 標期間(月)
13 -17 計	6,939 (緊急809) 7,748	573	7,512 (緊急809) 8,321	6,354 (緊急809) 7,163	(通常) 6.3 (緊急) 1.2 (全体) 5.7	5.5
17	1,950	1,118 *(6) ☆(2)	3,068	1,920	6.3	5.5
16	1,375 — (1,417 —	783*(3) 緊急7 832*(4) 緊急7	2,158 緊急7 2,249 緊急7	1,036 緊急7 1,036 緊急7	(通常) 6.0 (緊急) 16.2 (全体) 6.1	5.6

15	1,171 緊急125	711 緊急22	1,882 緊急147	1,096 緊急140	(通常) 7.0 (緊急) 1.3 (全体) 6.3	5.6
	(1,218 緊急125	714 緊急22	1,932 緊急147	1,096 緊急140)	
14	1,134 緊急684	989	2,123 緊急684	1,409 緊急662	(通常) 6.0 (緊急) 1.0 (全体) 4.4	5.7
13	1,309	573	1,882	893	5.5	5.7

- 注：1) *印は、申請取下げ等件数で継続件数に含まない。
2) ☆印は、基準必要から基準不要への変更申請件数を示す。
3) 平成16年度及び平成15年度の〔 〕内は再評価農薬を除いた件数を示す。
4) 13-17計の継続件数及び合計件数は期間内の指示件数と前期間からの継続件数でカウントするため、各年の積み上げとは一致しない。

また、検査業務の効率化等を達成するために、中期目標期間においては次の措置を講じた。

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第3項及び第6条の2第2項(これらの規定を法第15条の2第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づく農薬の登録に係る検査のために製造者及び輸入者(以下「申請者」という。)から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引

(1) - 1. 平成13年度より「農薬の登録申請等に添付する資料等について」(平成14年1月10日付け13生産第4987号農林水産省生産局長通知)の内容を反映した農薬の登録に係る検査のために製造者及び輸入者から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の作成を進め、平成15年度に国へ原案を提出した。平成16年度は、平成17年4月1日から施行された水産動植物影響に対する毒性に係る登録保留基準の改定に伴い、一部見直しを行い国へ再度提出した。これらの手引き書等は、農林水産省から発出予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて施行の予定である。

(1) - 2. 新規に申請される農薬の有効成分について申請者の要望に応じて事前相談を72回(計75剤)実施した。

	<p>書の整備を進めるととも、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の効率化を図る。</p> <p>(2) 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。</p> <p>(3) 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p> <p>(4) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(2) 平成13年度は、検査内容の高度化・複雑化に対応するための検査マニュアルの見直しについては、共通部分である評価基準について概ね完成した。平成14年度に再度内容について見直しを行い、平成15年に国へ原案を提出した。平成16年度は、平成17年4月1日から施行される水産動植物影響に対する毒性に係る登録保留基準の改定に伴い、一部見直しを行い国へ提出した。これらのマニュアルは、農林水産省から発出予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて施行の予定である。</p> <p>(3) 中期目標期間中は、「検査進行管理表」を毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎（5、8、11、2月）に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行い、特に平成16及び17年度においては機動的な人員配置を図るなどにより検査の迅速化に努めた。</p> <p>(4) 検査所外の研修（機器分析研修、専門技術（毒性）研修、技術協力専門家養成研修等15コース）に延べ30名の職員を、また検査所内においては、残留分析実習等7コースに延べ125名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。</p>
<p>2 農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）適合確認業務</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が</p>	<p>2 農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が</p>	<p>2 農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）適合確認</p> <p>中期目標期間中の試験施設への査察は、国（農林水産省）からの要請に基づき、国に申請のあった87試験施設を含む延べ89試験施設について実施した。申請のあった試験施設についての試験の分野別の内訳は毒性試験を実施する試験施設42、物理的・化学的性状試験を実施する試験施設39、水産動植物試験を実施する試験施設27、生体内等運命試験を実施する試験施設15（各々重複を含む）であった。^(注) 査察結果については国に報告した。</p> <p>中期目標期間中、国へ報告した88件の農薬G L P適合確認の平均処理期間（査察要請～報告）は</p>

見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、実地訓練等による職員の資質の向上を通じて、業務の効率化を図ることにより、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を5%削減す

見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、次の措置を講じることにより、平成7年度から11年度までの間にG L P適合確認申請されたものの平均処理期間を基準として申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を5%削減する。

(※2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。

(1) G L P適合確認の申請に関する手引書を作成し、申請資料の不備を減少させることにより、審査の円滑化を図る。

(2) 新たにG L P適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、G L P査察のためのマニュアルを作成する。

(3) G L P審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識及び経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。

51.6日であり、中期目標である59.8日を達成した。

(注)複数分野の査察を受けている試験施設があるため、分野別内訳の合計は試験施設数と異なる。

(1) 平成13年度より農林水産省はじめ他のG L P査察当局と連携し、G L P適合確認の申請書に関する手引き書の作成準備を開始した。平成14年度に原案を作成し、平成15年度に各省庁間で協議後、「農薬G L P適合確認の申請に係る資料作成要領」の制定について(平成16年3月31日付15消安第7396号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)が発出された。平成16年4月以降のG L P適合確認申請に適用している。

(2) 平成13年度は、平成12年12月以降新たにG L P適用対象試験となった水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、従来の査察マニュアルを見直し、さらに新しくG L P適用対象試験となった水産動植物に対する影響試験及び生体内等運命試験についても査察マニュアルを作成した。平成14、15年度においては、査察時に査察マニュアルを活用し、その内容について検証を行った。その検証結果を査察マニュアルに反映させるため、平成16年度は、毒性試験を含む全てのマニュアルについて、査察員へのアンケートを実施した。その結果を踏まえ、翌年度見直しの作業計画を作成、当該作業計画に基づき平成17年度に見直し作業を行い、平成17年8月に査察マニュアルを改訂した。

(3) 中期目標期間中延べ89回の査察のうち60回について、査察の経験が少ない者を延べ64名同行させ実地研修を行った。また外部機関が主催するG L Pに関する研究会等に延べ23名、検査所内におけるG L P基礎研修に計28名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。

<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制するとしており、平成14年度及び平成15年度においては、予算ベースで対前年度比1%の抑制、平成16年度及び平成17年度においては、決算ベースで対前年度比それぞれ1.5%、3.2%の抑制を行った。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>1 農薬の検査</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の製造業者及び輸入業者（以下「申請者」という。）の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間^(※1)内に検査を完了させる。</p> <p>ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間^(※1)内に検査を完了させる。</p> <p>ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>(1) 基準設定必要農薬のうち、中期目標期間（平成13年度～17年度）中に検査が終了した115件^(注2)のうち、検査指示から検査結果報告までの検査目標期間である1年5ヶ月以内に処理したものは110件であった。なお、目標を達成できなかったのは平成17年度処理の5件のみであり、超過した要因をみると、新しい食品安全行政の下、残留基準の告示までに時間を要することになったことに加えて、うち2件については関係4府省の間でADI再評価の具体的処理手順の協議が整う</p>

定が必要な農薬の検査については1年5か月以内

5か月以内

までの間、農薬検査所で中間検査が終了した案件の食安委への資料送付が見送られたことによるもの、うち3件については、毒性試験成績の検査に時間を要したことによる。

(注1～注3) P3-4参照

(参考) 1. 基準設定必要農薬における検査期間の目標達成状況

年度	指示件数	終了件数	目標達成件数 (対検査終了件数比)	目標期間	検査終了したものの最長期間(月)
13-17計	318	115	110 (96%)	17月	21.9
17	220	23	18 (78%)		21.9
16	151 (60)	7 7	7 (100%) 7 (100%)		12.3
15	101 (51)	10 10	10 (100%) 10 (100%)		13.8
14	91 (1)	48	48 (100%)		11.8
13	98	27	27 (100%)		11.4

注：平成16年度及び平成15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す

基準設定不要農薬のうち、目標期間中に検査が終了した6,354件のうち、検査目標期間である11ヶ月以内に処理したものは6,109件(96%)であり、ほぼ目標を達成した。なお、目標期間を超過した245件(4%)の超過要因をみると、農薬取締法施行規則改正に伴う緊急登録要望農薬の検査の優先実施の影響、有効成分毎の総使用回数の明確化等^(注3)に伴う調整に時間を要したことなどである。

(参考) 2. 基準設定不要農薬における検査期間の目標達成状況

(上段：通常登録検査、下段：緊急登録検査)

年度	指示件数	終了件数	目標達成件数 (対検査終了件数比)	目標期間	検査終了したものの最長期間(月)
----	------	------	----------------------	------	------------------

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

13-17 計	7,512 緊急809	6,354 緊急809	6,109(96%) 緊急802(99%)		31.5 21.6
17	3,068	1,920	1,811(94%)	11月	20.4
16	2,158 緊急7	1,036 緊急7	989(96%) 0(0%)		20.3 21.6
15	1,882 緊急147	1,096 緊急140	1,049(96%) 緊急140(100%)		22.4 8.0
14	2,123 緊急684	1,409 緊急662	1,395(99%) 緊急662(100%)		23.7 3.7
13	1,882	893	865(97%)		31.5

(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査についても、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。

(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。

上記に対処するため、次の措置を講じるとともに、各年度ごとの達成状況を把握し、次年度の業務に反映させる。

(1) 法第2条第3項及び第6条の2第2項に基づく農薬の登録に係る検査のために

(2) 微生物、天敵を有効成分とする生物農薬の検査については、中期目標期間中、農林水産大臣から176件の検査指示があり、目標期間中に165件の検査を終了した。

また、微生物、天敵を有効成分とする生物農薬の平均検査期間についてみると、中期目標期間期末における目標検査期間(7.7ヶ月)に対して、検査終了した農薬(165件)の平均処理期間は5.3ヶ月であった。

(1) - 1. 平成13年度より「農薬の登録申請等に添付する資料等について」(平成14年1月10日付け13生産第4987号農林水産省生産局長通知)の内容を反映した農薬の登録に係る検査のために製造者及び輸入者から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残

申請者から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の迅速化を図る。

留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の作成を進め、平成15年度に国へ原案を提出した。平成16年度は、平成17年4月1日から施行された水産動植物影響に対する毒性に係る登録保留基準の改定に伴い、一部見直しを行い国へ提出した。これらの手引き書等は、農林水産省から発出予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて施行の予定である。

(1) - 2. 新規に申請される農薬の有効成分について申請者の要望に応じて事前相談を72回(計75剂)実施した。

その他、処方変更、試験成績の受け入れ及び容器・包装の変更等について以下のとおり事前相談を行った。

検討内容	終了件数	平均 処理期間
1：注意事項の変更	672	48日
2：処方変更	228	105日
3：原体製造場の変更	148	79日
4：試験成績の受け入れ	658	77日
5：容器・包装の変更	68	33日
6：その他	804	76日
計	2,578	71日

(2) 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。

(2) 平成13年度は、検査内容の高度化・複雑化に対応するための検査マニュアルの見直しについては、共通部分である評価基準について概ね完成した。平成14年度に再度内容について見直しを行い、平成15年に国へ原案を提出した。平成16年度は、平成17年4月1日から施行された水産動植物影響に対する毒性に係る登録保留基準の改定に伴い、一部見直しを行い国へ提出した。これらのマニュアルは、農林水産省から発出予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて施行の予定である。

(3) 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各

(3) 中期目標期間中は、「検査進行管理表」を毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎(5、8、11、2月)に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延

	<p>検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p> <p>(4) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p> <p>(5) 生物農薬の申請については、検査体制を充実することにより、特に、当該農薬の検査の迅速化を図る。</p>	<p>要因把握を行い、特に平成16及び17年度においては機動的な人員配置を図るなどにより検査の迅速化に努めた。</p> <p>(4) 検査所外の研修（機器分析研修、専門技術（毒性）研修、技術協力専門家養成研修等15コース）に延べ30名の職員を、また検査所内においては、残留分析実習等7コースに延べ125名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。</p> <p>(5) 生物農薬の迅速・適正な検査を行うため、平成13年度に農薬検査所内に学識経験者からなる微生物農薬検討委員会を設置した。平成13年度以降、微生物農薬検討委員会を年3回、合計15回開催し、その結果を検査に反映させた。</p> <p>平成15年3月に改正された農薬取締法に規定された特定防除資材（特定農薬）について、平成15年度より国からの要請に応じ、農薬検査所が審査を行うこととなった。具体的には申請者が国に提出した資料（11件）について、国から発出された「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価指針」に基づき審査を行い、結果を国に報告した。</p>
<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中、G L Pの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図り、査察実施後6週間以内に国に報告を行う。</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、次の措置を講じる。</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化</p> <p>農薬G L P適合確認査察後6週間以内に査察結果を国に報告することとなっているが、中期目標期間中に査察を実施した延べ88試験施設（平成17年度末に査察した1試験施設を除く）のうち4試験施設を除く84試験施設について目標期間である査察実施後6週間以内に国に報告を行った。（目標達成率：95%）</p> <p>査察実施から報告までの中期目標期間の平均期間は、3.5週間であった。</p>

	<p>ア 新たにG L P適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、G L P査察のためのマニュアルを作成する。</p> <p>イ G L P審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識、経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p> <p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>ア 平成13年度は、平成12年12月以降新たにG L P適用対象試験となった水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、従来の査察マニュアルを見直し、さらに新しくG L P適用対象試験となった水産動植物に対する影響試験及び生体内等運命試験についても査察マニュアルを作成した。平成14、15年度においては、査察時に査察マニュアルを活用し、その内容について検証を行った。その検証結果を査察マニュアルに反映させるため、平成16年度は、毒性試験を含む全てのマニュアルについて、査察員へのアンケートを実施した。その結果を踏まえ、翌年度見直しの作業計画を作成、当該作業計画に基づき平成17年度に見直し作業を行い、平成17年8月に査察マニュアルを改訂した。</p> <p>イ 中期目標期間中延べ89回の査察のうち60回について、査察の経験が少ない者を延べ64名同行させ実地研修を行った。また外部機関が主催するG L Pに関する研究会等に延べ23名、検査所内におけるG L P基礎研修に計28名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。</p> <p>ウ 中期目標期間中に査察を実施した延べ89試験施設のうち評価会議を開催した延べ87試験施設について、平成13年に査察を実施した2件を除いた延べ85試験施設は、目標期間である査察実施後3週間以内に査察結果を取りまとめ（目標達成率：98%）、その結果を基に、検査所に設置する評価会議を計56回開催した。中期目標期間中の査察実施から評価会議開催までの平均期間は1.5週間であった。</p>
<p>(2) 調査研究</p> <p>近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p> <p>ア 農薬に係るO E C Dテストガイドライン等の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について</p>	<p>(2) 調査研究</p> <p>近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p> <p>ア 農薬の土壌中での移行性を評価するためO E C Dで検討されているテストガイドライン（案）の検証に取</p>	<p>(2) 調査研究</p> <p>ア 農薬の土壌中での移行性評価試験の検討</p> <p>概要：O E C Dから2000年に提案された農薬の地下浸透性を評価するための一つの手法であるカラムリーチング試験方法指針（2004年4月採択）について、技術的な面から検証した。検証は、当該試験法指</p>

て、国との連携の下、検討を行う。

り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。

針に記載の条件の他に日本特有の条件などを加味して各種の試験を行った。その結果、安定した試験結果が得られたことから、我が国においても農薬の地下浸透性に関する評価体系に組み込んで利用する方法として妥当であることが検証された。

次に、当該試験法指針について、農薬の登録制度への導入の可能性を検討した。その結果、農薬の地下浸透性は段階制で評価することが好ましいと考えられ、その場合に低次の試験にカラムリーチング試験を位置づけることにより我が国への導入の可能性があるものと判断された。

これらについて、中期目標期間中の成果として取りまとめ報告書を作成した。

平成13年度：

文献・情報を収集するとともに、カラムリーチング試験の基本手法の検討及び試験を実施した。カラムリーチング試験の結果及び再現性に大きな影響を及ぼすと考えられる試験装置（土壌の分割方法を含む）、土壌の充填方法、給水方法、湛水状態のコントロール方法について検討を行った。

分割可能なアルミニウム製のカラム及びHPLCポンプを用い給水することにより均一な土壌分画が得られ、安定した給水が可能な試験系を確立した。土壌の充填は一定間隔で振動を与えることにより、ほぼ一定の土壌充填量を再現することができた。また、カラムの下部にテフロンチューブをつなげその出口（末端）の高さを調整することで、湛水状態のコントロールが可能となった。

確立した条件で6農薬（アセフェート、シマジン、ジメトエート、フェニトロチオン、プロマシル、プロフェノホス）を供試し、小平土壌を用いて湛水状態（湛水条件）及び畑地状態（非湛水条件）での試験を行ったところ、同一条件で繰り返して行った試験の結果はほぼ一致した。また、同年度の試験では、湛水条件及び非湛水条件における試験結果に大きな差は見られなかった。

平成14年度：

前年度の成果を踏まえ、8農薬、4土壌を供試して、湛水条件及び非湛水条件下でカラムリーチング試験を行い、物質収支、移動距離及び移動度を求めた。その結果、小平土壌では湛水条件と非湛水条件での移動距離、土壌中での分布及び物質収支に違いが認められなかったが、波崎土壌では、移動距離、移動度も湛水状態の方が大きくなった。また小平土壌より波崎土壌での移動距離が大きかった。なお、8農薬の土壌及び水からの回収率は概ね80～110%だった。

平成15年度：

前年度同様、8農薬・4土壌を供試して、湛水条件及び非湛水条件下でカラムリーチング試験を行い、相対的移動指数（RMF）及び移動度を測定した。一部の土壌において、移動度は非湛水条件と比べ湛水条件の方が大きくなったが、RMFは両条件ともほぼ同じであった。また、湛水条件において、水深を変えた試験を行ったところ、移動度は水深4cmの方が水深0cmよりもやや小さくなったが、RMFはほぼ同じであった。

湛水中の農薬濃度やカラム第1層土壌中での農薬分布の測定及びカラムへの水の滴下方法を検討した。湛水中の農薬濃度を6時間後及び24時間後に測定したところ、土壌に添加した農薬の湛水中への溶脱がみられ、その濃度は経時的に減衰した。またカラム第1層内での農薬の分布は、湛水条件の場合、カラム内側と外側はほぼ同じであったが、非湛水条件の場合は外側の濃度は内側と比べて高くなった。非湛水条件において、4cm及び5cmガラスフィルター、ろ紙製5cm円すいを用いて給水したが、カラムに水を均一に供給することは困難であった。

4 土壌を用い臭化カリウムを添加して非湛水条件でカラムリーチング試験を行い、臭素イオンの溶出開始時間、溶出終了時間を測定するとともに、波崎土壌については、土壌の充填方法を変えた試験及び湛水条件での試験を行った。

平成16年度：

カラムへの供給水量を変えた試験(流量を変えた試験)を実施したところ、流量を2倍にしても、RMFは変わらなかった。

農薬製剤を供試した試験を実施したところ、製剤で添加した場合は、標準品で添加した場合と比べて移動度は同じか大きくなった。また、剤型間の違いは認められなかった。

ライシメーター試験では、農薬製剤を散布した後の浸透水を採取し、農薬の水中濃度を測定した。砂丘未熟土区画での流出率は最大6%であった。

平成17年度：

農薬製剤を供試した試験で、粒剤を添加して実施したところ、標準品を添加した場合と比べ、移動度が大きくなる場合があった。

流量を変えた試験では、流量を1/2倍に変えてもRMFは変わらなかった。

土壌中における基準物質(アトラジンとモニユロン)の挙動の比較試験では、アルカリ性土壌において両者の浸透性に違いは見られなかったが、酸性土壌ではアトラジンに比べ、モニユロンの方が浸透しなかった。

土壌層の厚さを変えた試験では、浸透水へ溶出した場合の農薬の浸透距離の求め方について検討し、土壌の最大容水量を用いて求めた農薬の浸透距離が妥当であることが確認された。

ライシメーター試験では、カラムリーチング試験に供試した8種類の農薬製剤を散布して、浸透水中の農薬濃度を測定し流出率を求めた。8種類の農薬の流出率は様々で、流出率と物理化学的性質との間に相関は見られなかった。

以上、OECDでの条件の他に日本特有の条件を試験に組み込んで実施し、カラムリーチング試験について技術的な検討を行った結果、試験方法として妥当であることが検証された。そして検証結果より、農薬の地下浸透性を段階性で評価する場合に、低次の試験にカラムリーチング試験、中間の試験にライシメーター試験を位置づけることが適切であると判断した。

このことを国へ報告するため、最終報告書を作成した。

イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む。

なお、調査研究に係る目標の作成に当たっては、次のように定義した用語を使用し、段階的な達成目標を示している。また、調査研究の対象等を明示すること

イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む、

農薬の見本の検査に反映させる。具体的には、有効成分に含まれるダイオキシン等について、その分析法を確立する。

イ 農薬中ダイオキシン類の分析技術の研究

概要：農薬中のダイオキシン類の分析法は、農林水産省消費・安全局長通知により日本工業規格（「JIS K 0312 工業用水・工業廃水中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定方法」等）に定められた方法に準ずることとされているが、当該方法をそのまま農薬の分析に用いると支障を生じるおそれがあることから、23種類の農薬原体を用い、農薬中のダイオキシン類の分析に適した前処理法の検討やGC-MS（2重収束型）による検出条件等の検討及び室間共同試験を実施し、ダイオキシン類分析における留意点を取りまとめ、中期目標期間中の成果として報告書を作成した。

により、必ず達成すべき目標を具体的に示している。

「取り組む」：新たな研究課題に着手して、試験研究を推進すること。

平成13年度：

当所はダイオキシン類及びコプラナーPCBの分析を行えるケミカルハザード対応の実験施設を有していなかったため、初年度である平成13年度は実験施設の設計及び施工管理に注力した。さらに、文献・情報を収集するとともに、試験計画を策定した。

ケミカルハザード対応実験施設については年度末である平成14年3月に竣工した。また、過去に行われた農薬中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの分析に関する資料について調査を行い、分析実施機関毎に用いられた抽出法及び精製法を整理した。

平成14年度：

基本技術の検討として、ダイオキシン類及びコプラナーPCBの検出に用いるガスクロマトグラフ質量分析計（GC-MS）について、イオントラップ型のGC-MS/MSと高分解能二重収束型GC-MSの測定条件及び感度・再現性の比較検討を行った。

分離条件の検討の結果、測定対象のダイオキシン類及びコプラナーPCBの標準物質の分離が可能な条件を得た。この条件によりダイオキシン類の検出条件を検討し、標準物質検出における感度及び再現性を検討した。その結果、二重収束型のGC-MSではより高感度の結果が得られた。

平成15年度：

基本技術の検討として、次の2項目について検討を行った。

1. GC-MS測定条件等に関する検討

ダイオキシン類及びコプラナーPCBの検出に用いる高分解能二重収束型ガスクロマトグラフ質量分析計（GC-MS）測定条件及び感度・再現性の検討を行った。その結果、検量線の直線性は、良好な結果が得られた。

2. 分析操作に関する検討

分析に使用する試薬及び器具等の汚染の確認のためブランク試験を行った。その結果、試薬及び器具等の汚染はなかった。

クデルナ・ダニッシュ濃縮器（KD管）を使用した窒素気流下における濃縮操作の検討を実施した。その結果、窒素気流が強いとダイオキシン類及びコプラナーPCBの回収が悪くなり、飛散していると考えられた。また管の中央に気流を導入しないと溶媒が速やかに揮発しないことがわかった。カラムクロマトグラフィーによるクリーンアップを検討するため、13Cラベルのダイオキシン類を使用してシリカゲルカラム及びアルミナカラムによる分画試験を実施した。その結果、シリカゲルカラムの場合、ダイオキシン類及びコプラナーPCBは、ヘキサン50mlで溶出した。一方、アルミナカラムの場合は、先ず5%（v/v）ジクロロメタン含有ヘキサン150mlでコプラナーPCBを溶出し、続いて50%（v/v）ジクロロメタン含有ヘキサン100mlでダイオキシン類を溶出することができた。

平成16年度：

1. 二重収束型GC-MSを用いた検討

二重収束型GC-MSを用いた高分解能SIM（選択イオン検出法）モードでのダイオキシン類及び

コプラナーPCBの測定条件を検討した。その結果、分離カラムとして「DB-5MS」を用いた場合のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定条件(各分析対象物質及び内標準物質の分離が可能な測定条件)を得ることができた。

2. 前処理法の検討

23種類の農薬原体について、カラムクロマトグラフィーを中心に前処理法を検討した。その結果、20原体について有効な前処理法を明らかにした。前処理法は計6方法あり、その有効性は原体の性質によって大きく異なることがわかった。

平成17年度：

1. 前年度に引き続き前処理法の検討を行った。数種類の方法を使い分けることで、23種の農薬原体について良好な結果が得られた。

2. 1. で得られたGC-MS測定用試料について測定条件の検討を行った。分離能の異なる2種類の条件での定量結果を比較したところ、一部の試料で明らかな差が見られた。

3. 当所で分析したのと同じ試料を7つの分析機関に配布して、それぞれ分析を行わせた。結果のバラツキについて、その大きさと原因を考察した。

4. 以上の結果をもとに、農薬中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの分析における各ステップの留意点を提示した。

5. 国へ報告するため、最終報告書を作成した。

ウ 河川等へ流出する農業生産資材に由来するノニルフェノールの実態解明に関する調査研究(平成13年度農林水産省委託事業)

当該調査研究は、中期目標、中期計画では示されていないが農業生産資材の安全確保対策の検討に不可欠な基礎的知見を得るため、試験の一部が農林水産省から委託されたものである。

i) 農薬製剤の保存安定性試験

農薬製剤中のノニルフェノール(以下「NP」という。)の濃度及び消長を確認するため、ノニルフェノールポリエトキシレート(以下「NPE」という。)を含有する農薬製剤を55℃の苛酷条件下で14日間保存し、その前後のNPの含有量を測定した。

ii) アルキルフェノール誘導体类等土壌分解試験

アルキルフェノール誘導体等の使用環境中における分解性を確認するため、4-ノニルフェノール(以下「4-NP」という。)及びNPEを主成分とする界面活性剤の製品(以下「NPE製品」という。)について、2種類の土壌を用い水田状態での容器内土壌分解試験を実施した。

iii) ノニルフェノール等の移動モデル試験

農薬に由来するNP等の水中の移動を明らかにするため、モデル水田を使用し、NPEを含有する農薬を散布し、経時的に水田水中のNPE及びNPの濃度を測定した。

また、加水分解性及び光分解性を評価するため、4-NP及びNPE製品を用いて加水分解試験及び光分解試験を実施した。

更に、大まかな土壌吸着性を評価することを目的とし、4-NP及びその関連化合物の土壌吸着試

		<p>験を実施した。</p>
<p>(3) 農薬に関する情報提供等</p> <p>消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、消費者、生産者等からの問い合わせに対応する。</p>	<p>(3) 農薬に関する情報提供等</p> <p>消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、以下のような具体的措置を講ずる。</p> <p>ア ホームページに、農薬の登録及び失効に関する情報のほか、使用方法、安全性等に関する情報を追加し、掲載内容の充実を図ることにより、農薬に関する情報を積極的に提供する。</p> <p>イ 消費者、生産者等からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>(3) 農薬に関する情報の提供等</p> <p>※消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、消費者、生産者等からの問い合わせに対応するため、平成15年度より設置した項目である。</p> <p>ア 平成15年度は、農薬の登録に関する情報等をホームページに掲載し、食品安全委員会における評価が終了した農薬については、登録時にその評価の基となった試験成績の概要を掲載する方向で検討を進めた。検討を進めるにあたり利用者の利便性を考慮しデータベースの再確認を行い、またシステム構築のため仕様の検討を行った。</p> <p>平成16年度は、食品安全委員会における安全性評価が終了した農薬については、登録に合わせて、評価の基となった試験成績の概要を、平成16年7月5日より、ホームページ上に掲載を開始した。また、データベースの再構築を行い、使用方法や適用作物等の情報の検索について、消費者や生産者等、利用者別の問い合わせに対応できる情報検索システムの仕様を検討・構築し、平成16年10月1日より稼働した。</p> <p>更に平成17年度において、利用者等の意見を踏まえ、再登録を間近に控えた農薬について、登録を更新するか、失効するかが事前に分かるよう、該当する農薬について「更新予定」又は「失効予定」と表示させるとともに、病害虫雑草名称の検索画面を「害虫」、「病害」及び「雑草等」に区分し、利用者が検索しやすいようにシステムの改善を図った。</p> <p>その他農薬に関する情報として、平成16年11月24日、平成17年3月16日に改正された「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局通知）改正部分及び「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」（平成14年1月10日付け13生産第3987号農林水産省生産局長通知）を英訳しホームページに掲載した。</p> <p>イ 平成17年度には、農薬検査所ホームページ全体を、より見やすく、使いやすいサイトにし、ホームページ利用者の農薬及び農薬検査所に対する理解をより深めることを目的とした改善を検討し、農薬登録申請者及び国内管理人に対するアンケート調査を行うとともに、サイト内検索の設置等の機能強化、JIS X 8341-3に対応したアクセシビリティの確保等の改善を行った。その結果、ホームページへのアクセス件数はリニューアル前と比較して1ヶ月後に1.7倍、2ヶ月後に2.1倍に増加した。</p> <p>更に、ホームページの改善と合わせて平成18年3月よりホームページに設けたご意見・お問い合わせページに寄せられた14件について適切に回答した。</p>

		<p>ウ 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農業に対する国民の理解を深めるため、平成16年7月、平成17年8月に施設の一般公開を行い、平成17年度の概要をホームページに掲載した。</p>
<p>(4) 情報収集等 農業の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農業の検査を適切に行うため、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) やOECD加盟国で作成されている農業の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農業ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p>	<p>(4) 情報収集等 農業の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農業の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) やOECD加盟国で作成されている農業の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農業ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p> <p>ア コーデックス食品規格委員会、OECD加盟国で作成されているモノグラフ等入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p> <p>イ 国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p>	<p>(4) 情報収集等 情報収集については、中期目標期間中、農業の検査に関連する分野として、「毒性」、「環境 (化学系、生物系)」、「品質」、「効果及び薬害」、「残留農業」、「GLP」及び「その他」の7分野に分類し、毒性：64種類、環境：93種類、品質：55種類、効果及び薬害109種類、残留農業：30種類、GLP：35種類、その他：69種類の計455種類の文献又は学術誌を収集、整理した。 収集した情報は、登録検査を行う職員の資質向上、調査研究、GLP査察員の資質向上に活用した。</p> <p>ア FAO/WHO合同残留農業専門家会議 (Joint FAO/WHO Meeting on Pesticides Residues: 略称JMPPR) において評価された農業の評価概要を、平成13年度は、毒性；24化合物、残留性；45化合物、平成15年度は、毒性；40化合物、残留性；45化合物を入手し、ADI (Acceptable Daily Intake: 一日摂取許容量) やMRLs (Maximum Residue Limits: 残留農業基準) の情報を収集した。また、平成17年度は、EUにおいて評価された20化合物の毒性及び残留性の評価概要を入手した。</p> <p>イ 平成13年度から平成15年度は、国内外の各種会議を通じて入手した情報は、掲示や供覧等での情報の共有化を図っていたが、平成16年度からは、掲示や供覧だけでなく国外の会議については報告会の開催を行い、入手した情報の所内共有化の徹底を図った。また、国内の会議については、四半期ごとに学会等参加報告会を開催し、所内での入手情報の共有化を徹底した。</p> <p>ウ その他、国から要請のあった、中国農業事情現地調査2件、欧州における農業使用規制制度等の調査1件及び中国野菜生産流通現地調査1件、並びに豪州における農業評価制度等調査1件に職員を派遣した。</p>
<p>(5) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、農業の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師と</p>	<p>(5) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、農業の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師と</p>	<p>(5) 研修・指導等 東京都、京都府等延べ35都府県、(社)日本植物防疫協会、(財)日本植物調節剤研究協会、緑の安全推進協会、日本農業学会等延べ34団体、横浜植物防疫所、内閣府食安委、農林水産省消費・安全局、農林水産研修所等延べ35件、延べ104件の講師派遣依頼があり、その全てに対応した。 また、大韓民国、中華人民共和国、タイ王国、フィリピン、各種農業者団体等から農業の登録検査</p>

<p>して派遣する。</p>	<p>して派遣する。</p>	<p>に関する研修・見学依頼が51件あり、これについては農業検査所において実施した。</p>
<p>(6) 国際調和への対応</p> <p>中期目標の期間中において、</p> <p>ア 新たなOECDのテストガイドライン等の策定</p> <p>イ 外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国際会議等に職員を派遣する。</p>	<p>(6) 国際調和への対応</p> <p>新たなOECDのテストガイドライン等の策定並びに外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。</p> <p>ア OECD環境政策委員会農業作業部会等の作業に参加し、農業登録制度に係る国際的調和を推進する。</p> <p>イ コーデックス残留農薬部会(Codex Committee on Pesticide Residues)の作業に参加し、国際的農業残留に係る基準の設定に貢献する。</p> <p>ウ 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行に貢献する。</p>	<p>(6) 国際調和への対応</p> <p>ア 中期目標期間中、OECDの農業作業部会、登録ステアリンググループ会合、リスク削減ステアリンググループ会合、農業残留専門家会合等計16件に職員を派遣し、評価のワークシェアリング、残留性に係るテストガイドラインの策定等の検討作業に参加した。また、OECD開催のGLP作業部会会合等7件に職員を派遣し、農業安全性試験成績の相互受け入れの促進、GLP査察に伴う技術的問題の検討作業に貢献した。</p> <p>イ 年1回開催されるコーデックス残留農薬部会会合(Codex Committee on Pesticide Residues)に、中期目標期間中、4回職員を派遣、国際基準値(Codex MRLs)の原案を作成するFAO/WHO合同残留農薬専門家会議(Joint FAO/WHO Meeting on Pesticides Residues: 略称JMPR)に、専門家として職員を2回派遣し、国際的な農業残留に係る基準の設定作業に貢献した。</p> <p>ウ 平成13年4月4日に「日・欧州共同体相互承認協定(相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定)」が署名されたことを受けて平成13年に開催された、日・EU相互基準認証協定関係会議3件に職員を派遣し、情報交換方法の確認等を行った。平成14年1月1日に本協定が発効し、平成14年度より当所が査察した農業GLP試験施設のリストを国に報告した。</p>
<p>(7) 海外技術支援</p> <p>発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農業に関する専門技術的な面で</p>	<p>(7) 海外技術支援</p> <p>発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農業に関する専門技術的な面で</p>	<p>(7) 海外技術支援</p>

<p>の支援を行う。</p>	<p>の支援を行う。</p> <p>ア フィリピン農薬残留プロジェクト等、JICAのプロジェクトに職員を派遣し、途上国の農薬検査技術の向上を支援する。</p> <p>イ 海外からの研修生を積極的に受け入れ、途上国の農薬検査技術の向上を支援する。</p>	<p>ア 平成13年度においては、発展途上国等への農薬に関する専門技術的な支援を行うため、JICAから要請があった農薬モニタリング体制改善計画（フィリピン）関係3件、農薬利用改善計画（ウルグアイ）関係1件について対応した。平成14年度及び15年度は発展途上国等からの要請がなく、海外からの研修生の受け入れ等農薬に関する専門技術的な面での職員の派遣は行わなかった。平成16年度は、平成13年度に終了した農薬モニタリング体制改善計画（フィリピン）についてフィリピン共和国との電話会議において政府機関への技術的助言を行った。</p> <p>イ 平成13年度においては、フィリピンにおける農薬モニタリング体制改善計画のカウンターパート2名の研修生、(財)沖縄県国際交流・人材育成財団より要請のあった5名（エクアドル他4カ国）及び韓国農業科学技術院より要請のあった1名の研修生、平成14年度においては、(財)亜熱帯総合研究所より依頼のあったJICA集団研修のミバエ類殺虫技術コースの海外研修員5名、平成16年度は、ウルグアイ国より5名の研修生、平成17年度は、カンボジア国より研修生1名を受け入れ、中期目標期間中計19名の海外からの研修生を受け入れた。</p> <p>ウ その他、中華人民共和国主催の国際フォーラムに出席し、日本の残留農薬基準を決定するシステムや残留農薬を中心とした規制の状況について情報提供を行った。</p>
<p>(8) アンケート調査の実施 検査所が行う農薬の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>(8) アンケート調査の実施 検査所が行う農薬の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対し定期的なアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>(8) アンケート調査の実施 平成13年度は、農薬検査所の業務の質の向上を図る観点から平成13年度計画に基づき、農薬登録申請者に対するアンケート調査の方法及び様式を定めた。平成14年3月に登録申請者の多数で構成する団体である農薬工業会に、アンケートの趣旨説明及びこれに対する協力依頼を行った。平成14年度は、申請者及び国内管理人に対し、随時アンケート調査を行った。その結果を4半期毎にまとめ、職員に公表し、指摘事項については可能な限り対応した。 平成15年度以降は、来所する申請者及び国内管理人に対してだけでなく全ての申請者及び国内管理人から意見や要望を把握できるよう、調査方法を見直し、郵送によるアンケート調査を行った。 その結果、複数あった要望（指摘）については、改善措置を検討し、必要な内容について対応、業務の改善を図った。また、アンケート結果及び改善措置について、申請者及び国内管理人あて送付した。</p>
<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等の保管場所への第三者による不</p>	<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等を適正に保全・管理するため、</p>	<p>(9) 情報の保全・管理</p>

<p>正侵入の防止等を図るなど、これらの情報を適正に保全・管理する</p>	<p>以下の取組を行う。</p> <p>ア 当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止措置を講じるため、データ等の一括管理体制を確立する。</p> <p>イ データの毀損を防止するため、磁気媒体への転写を推進する。</p>	<p>ア 農薬検査高度情報管理棟の建設に伴い、これまでの分散庁舎体制から事務室の一元化が図られることから、データ保管場所の配置、管理方法等について検討を行い、不正進入防止を考慮した設計とし、竣工後はデータの適正管理及び正侵入防止措置を講じてきたところである。</p> <p>イ 農薬の毒性試験成績については環境省と共同で、その破損及び劣化防止のため平成7年度より磁気媒体（光ディスク）に転写し保管している。中期目標期間中4, 321件（41化合物）の毒性試験成績を磁気媒体に転写し、保管した。</p>
<p>-----</p>		<p>国の施策に対する技術的協力</p> <p>中期目標期間中、国からの要請に応じ以下の技術支援等を行い、国の施策に貢献した。</p> <p><平成14年度></p> <p>1) きゅうり生産圃場におけるエンドリン及びディルドリンの残留実態調査 東京都は都内の一部地域で生産されたきゅうり16検体について農薬残留状況を調査した結果、3検体から食品衛生法に定められた基準値を超えるエンドリン及びディルドリンが検出されたことを発表した。 これを踏まえ、当該生産圃場の土壌について、当該物質の残留実態調査を行った。表層調査として、全16圃場から試料を採取し、鉛直調査として、東京都の調査において当該物質が基準値を超えて検出された3圃場(1圃場は3地点)から、深さ10cmごとに30cm(1圃場は40cm)までの試料を採取した。定量限界は、0.005mg/kg(乾土)とし、0.05mg/kg(乾土)以上検出した試料はGC/MSにより同定を行った。 その結果、表層調査(16試料)では、エンドリンは8試料、ディルドリンは11試料から検出され、鉛直調査(16試料)では、エンドリンは16試料(5採取点)、ディルドリンは13試料(4採取点)から検出された。</p> <p>2) 苛酷条件下における農薬製剤中のヒドラジンの生成について(硝化試験) 一部の農薬製剤中の有害不純物であるヒドラジンが保管中に増加するという情報があり、この事実を確認するため苛酷試験を実施した。 農薬製剤中のヒドラジンの苛酷条件下における安定性を確認するため、40℃で4ヶ月保存する苛酷試験を実施した。 その結果、試験前に製剤中にヒドラジンが一定量存在し、試験後は、その存在量が増加したことを確認した。</p> <p>3) 農薬取締法改正作業等に係る技術的支援等 無登録農薬の全国的な使用の実態が明らかになり、販売者及び使用者への緊急立入検査、立入検査</p>

による集取農薬の分析、監督処分の際の弁明への立会、監督処分の実施及び農薬取締法改正作業のための人員提供など、国の施策・事務についての人員の提供、技術的な支援を行った。

<平成14年度—平成17年度>

4) 農薬取締法改正後の施行に伴う技術的支援

農薬取締法改正後の施行に伴う国の事務について以下の技術的な支援を行った。

- ①農薬使用基準の特別措置の使用承認に係る審査（9,009件）
- ②農薬使用基準の特別措置に係る試験計画書の審査（960件）
- ③農薬使用基準の特別措置に係る試験成績の審査（395件）
- ④農薬残留特殊調査に係る試験成績の審査（40件）

<平成15年度—平成17年度>

5) 残留農薬基準のポジティブリスト制導入に係る技術的支援

残留農薬基準のポジティブリスト制導入に際し、既登録農薬の登録の維持等に必要な内容となっているか等以下の内容（延べ1,557件）について調査を行った。

- ①暫定基準の第1次案、第2次案、最終案への意見の反映状況の確認
- ②既登録作物・経過措置承認作物の登録の維持等に必要な基準の採用の確認
- ③必要に応じ作物残留性試験成績に基づく残留量と基準値案の適合性の確認
- ④登録取得者との連絡・調整
- ⑤報告書の作成（必要に応じ作物残留性試験成績の整理・添付）

<平成16年度>

6) 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)の導入に係る技術的支援

MSDS対象化学物質(Material Safety Data Sheet: 化学物質排出把握管理促進法に基づく化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供が義務づけられている物質)の中から、登録農薬の有効成分に該当するものを調査する技術的支援を実施した。1,122化合物について調査し、登録農薬の有効成分に該当する182化合物を国へ報告した。

7) 水産動植物の毒性に係る登録保留基準の改正に伴う技術的支援

当該保留基準改正に伴って新たに必要となる水産動植物への影響に関する試験(6種類)及び環境中予測濃度算定に関する試験(5種類)を実施するに当たっての指針等の原案を作成し、国へ提出した。

<平成17年度>

8) IARC発がん性物質リストに係る登録農薬成分の調査

国際がん研究機関(International Agency for Research on Cancer: IARC)が作成した発ガ

		<p>ン性リスク別化合物等のリストのうち、グループ1（発がん性がある）、グループ2A（おそらく発がん性がある）及びグループ2B（発がん性があるかもしれない）に掲載されているもの全て（376件）について、我が国の登録農薬の有効成分、補助成分に使用されているか否かの精査を行った。</p> <p>9）農薬類似品の分析 マメ科の薬用植物であるクララの抽出物が主成分とみられるクララ剤（0.3%苦参水剤）について同剤の適用作物及び適用害虫から分析対象農薬を推定、ネオニコチノイド系農薬・合成ピレスロイド系農薬・有機リン系農薬の3つを選定し、農薬成分の有無及びその含有量の分析を行った。</p> <p>10）マイナー作物対策に対する技術的支援 緊急登録された登録内容のうち、登録を継続させるものと削除するものとに区分するため、薬効・薬害試験成績の代替資料として都道府県より提出された使用実態調査（延べ2,420件）の精査を行った。</p> <p>11）作物中に残留するクロピラリドの分析 除草剤として海外で使用されているクロピラリド等が残留した輸入粗飼料が牛に供給され、その牛ふん尿を使用したたい肥においてもクロピラリド等が残留することにより、農作物に生育障害が発生したとの報告があった。輸入粗飼料中のクロピラリド等の残留濃度と、その粗飼料を給与した牛由来のたい肥中のクロピラリド等の濃度、これを施用した土壌で栽培された農作物の生育障害及び農作物中の残留の相関関係が不明であり、それを解明するため、クロピラリドを含む土壌で栽培された作物中のクロピラリドの残留量を測定するよう国から要請があり、作物中（きゅうり、はつか大根、小松菜）のクロピラリドの残留及びその量の確認を目的とする分析を行った。</p> <p>12）農薬再評価・マイナー使用について各国の対応状況の調査 アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国の農薬登録制度、評価制度、マイナー使用等に係る情報を収集した。</p> <p>13）植物保護剤中のアバメクチンの分析 植物保護剤4種類、4検体について、アバメクチン及び含有量をHPLC及びLC/MSを用いて分析し、結果を国へ報告した。</p>
<p>3 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査</p> <p>(1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2の規定による農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）の集取及び立入検査</p>	<p>3 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査</p> <p>(1) 法第13条の2の規定による農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講</p>	<p>3 農薬取締法等の規定に基づく農薬の集取及び立入検査</p> <p>(1) 中期目標期間中、農薬の適正な製造、販売及び使用を確保するため、農林水産大臣の指示に基づき、製造者、販売者等に対する立入検査を実施した。また、無登録農薬の製造、販売の事実確認のため国及び都道府県と連携して緊急に製造者等に対する立入検査、農薬の集取及び集取農薬の分析を行った。特に、平成14年度、全国的にダイホルタンやブリクトラン等の無登録農薬が販売・使用されていた事実が判明し、大きな社会問題となったことから、国及び都道府県と連携して、緊急</p>

査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施する。

また、農薬等の集取又は立入検査を実施した場合にあっては、その結果を立入検査等実施後、原則として1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合にあっては、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。

じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合にあっては、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。

かつ厳密に販売者等に対する立入検査を実施した。

1) 製造場に対する立入検査等

農薬の適正な品質を確保することを目的として、43都道府県下の延べ315製造場において立入検査を実施するとともに、検査のため162点の農薬を集取した。

農林水産大臣指令のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に、農薬の製造及び品質管理状況、法定事項の遵守等の検査を実施するとともに、国の依頼により事故災害防止に対する調査を行った。

2) 販売者等に対する立入検査

無登録農薬及び非農耕地用専用除草剤の転用利用の取締まりを目的に、23都道府県下の延べ91販売者及び延べ58使用者において立入検査を実施した。また、検査のため51点の農薬等を集取した。

農林水産大臣からの51件の立入検査実施指令に対し、立入検査実施後、大臣への結果報告に要した期間は平均16.3日(最大で35日)、51件のうち目標を超過したのは2件のみであり、目標である1ヶ月以内の報告を96%達成した。

3) 集取農薬等の検査結果

立入検査において集取した213点について、有効成分の種類及び含有量、物理的・化学的性状、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行った。

4) 無登録農薬の分析

平成14年度は、農薬取締法に基づく監督処分等に資するため、国からの要請により無登録農薬の分析を行った。

ダイホルタン、プリクトラン等と称し、販売されていた無登録農薬12種類、41検体について、有効成分及びその含有量について分析し、その結果、ダイホルタン、プリクトラン(有効成分名シヘキサチン)等の含有が確認された。なお本結果については国に報告した。更に、当該監督処分等の実施に際し、国に人的貢献をした。

平成15年度においても、農薬取締法に基づく監督処分等に資するため、国からの要請により無登録農薬の分析を行った。

「らん一番」、「トマトーン」、「ナスリーフ」、「ジベレリン」等と称し、販売されていた無登録農薬6種類、8検体について、有効成分及びその含有量について分析し、その結果、2,4-D、ジベレリン等の含有が確認された。なお本結果については国に報告した。更に、当該監督処分等の実施に際し、国に人的貢献をした。

平成16年度は、国からの要請により、農薬取締法第2条違反の疑いのある無登録農薬1種類、1検体について、有効成分及びその含有量について分析した。その結果、ナフタリンの含有が確認され、その旨国に報告した。

	<p>ア 立入検査 立入検査マニュアルを作成し、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。</p> <p>イ 農薬等の集取 集取マニュアルを作成し、集取した農薬等の検査の迅速化を図る。</p>	<p>平成13年度より、立入検査マニュアル及び集取マニュアル作成のための検討を進め、平成14年度にマニュアルを策定した。平成15年度は、「農薬取締法に基づく立入検査等に関する業務実施要領の制定について」(平成15年12月17日付け15消安第2185号)が制定されたことにより、様式を一部改正した。また、平成14～15年度にかけて立入検査時にマニュアルを活用し、その内容について検証を行った。</p> <p>その結果を踏まえ、平成17年度において、立入検査マニュアル及び集取マニュアルについて取締職員から意見を聴取し、見直しを図った。その結果を踏まえ、平成18年3月30日付けでこれらを改訂し、改訂版を取締職員に配布した。</p>								
<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>(2) 平成15年に制定された遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づく国からの立入検査等の指示はなかった。</p>								
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。</p>										
	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 【第1期中期目標期間】 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="949 1297 2033 1441"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>中期計画予算額 (A)</th> <th>決算額 (B)</th> <th>差引増△減額 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	中期計画予算額 (A)	決算額 (B)	差引増△減額 (B)-(A)	収入			
区 分	中期計画予算額 (A)	決算額 (B)	差引増△減額 (B)-(A)							
収入										

運営費交付金	4, 1 0 3	4, 0 9 4	△ 9
施設整備費補助金	2, 4 4 6	2, 4 2 1	△ 2 5
無利子借入金	2, 3 4 3	2, 3 4 3	0
受託収入	0	4	4
諸収入	0	0	0
計	8, 8 9 2	8, 8 6 1	△ 3 1
支出			
業務経費	9 0 2	9 3 2	3 0
施設整備費	2, 4 4 6	2, 4 8 0	3 4
受託経費	0	4	4
一般管理費	2 5 8	2 6 0	2
借入償還金	2, 3 4 3	2, 3 4 3	0
人件費	2, 9 4 3	2, 7 4 5	△ 1 9 8
計	8, 8 9 2	8, 7 6 4	△ 1 2 8

(決算額及び差引増減額の説明)

1. 収入

- ・運営費交付金の計画予算額は、第1期中期目標期間中、毎年度効率化係数(△1%)を乗じるなど交付金算定ルールに基づき試算した額であり、決算額は毎年度国会において成立した政府予算額の合計である。
- ・受託収入の増額は国からの受託収入である。

2. 支出

- ・業務経費の増額については、新規業務の実施による支出増である。

・人件費については、人事院勧告を踏まえた給与改定による削減及び退職手当の残額となっている。

注：各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

【第1期中期目標期間】

(単位：百万円)

区 分	中期計画予算額 (A)	決算額 (B)	差引増△減額 (B)-(A)
費用の部	4, 1 2 6	3, 9 6 4	△ 1 6 2
経常費用	4, 1 2 6	3, 9 6 4	△ 1 6 2
人件費	2, 9 4 3	2, 8 5 4	△ 8 9
業務費	8 1 4	6 6 4	△ 1 5 0

一般管理費	258	261	3
減価償却費	111	185	74
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	4,126	4,080	△46
運営費交付金収益	4,015	3,838	△177
受託収入	0	4	4
諸収入	0	71	71
資産見返運営費交付金戻入	44	80	36
資産見返物品受贈額戻入	67	89	22
臨時利益	0	△1	△1
純利益	0	116	116
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	116	116

(決算額及び差引増減額の説明)

1. 費用の部

- ・人件費については、人事院勧告を踏まえた給与改定による削減及び退職手当の残額となっている。
- ・業務費については、予算の査定減のほか、分析機器購入への振替え、農薬G L P査察及び立入検査対策経費の残額による。
- ・減価償却費については、農薬検査高度情報施設竣工（H17.11）に伴う償却資産の増による。

2. 収益の部

- ・運営費交付金収益については、財務当局による毎年度の予算査定及び13～15年度の人件費不用に伴う調整による収入減による。
- ・受託収入の増額は国からの受託業務によるものである。
- ・諸収入は消費税還付金（14百万円）のほか、独法移行時に国から継承した物品の受贈益、財産賃貸収入、受取利息によるものである。

3. 総利益

- ・総利益の決算額は、116百万円であり、このうち、次期中期目標期間への繰越を除いた112百万円は中期目標期間終了時に国庫に返納するものである。

注：各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

【第1期中期目標期間】

(単位：百万円)

区 分	中期計画予算額 (A)	決算額 (B)	差引増△減額 (B)-(A)
-----	----------------	------------	-------------------

資金支出	8,892	8,746	△ 146
業務活動による支出	4,015	3,710	△ 305
投資活動による支出	2,534	2,648	114
財務活動による支出	2,343	2,388	45
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0
資金収入	8,892	8,862	△ 30
業務活動による収入	4,103	4,098	△ 5
運営費交付金による収入	4,103	4,094	△ 9
受託収入	0	4	4
その他収入	0	0	0
投資活動による収入	2,446	2,422	△ 24
施設整備費補助金による収入	2,446	2,421	△ 25
その他収入	0	1	1
財務活動による収入	2,343	2,343	0

(決算額及び差引増減額の説明)

1. 資金支出

- ・業務活動による支出については、第一期中期計画期間中における業務活動の総支出額である。
- ・投資活動による支出については、第一期中期計画期間中における施設整備に要した工事経費等の総支出額である。
- ・財務活動による支出については、ファイナンス・リース債務の返済による支出及び長期借入金の返済による支出である。なお、長期借入金は、平成17年3月に施設整備資金貸付金償還時補助金と相殺し、一括返済している。

2. 資金収入

- ・投資活動による収入については、施設整備費補助金及び施設整備資金貸付金償還時補助金収入である。
- ・財務活動による収入については、無利子借入金によるものである。

3. 「差引増△減額」欄の資金収入と資金支出の差額は、消費税還付金の積立金並びに運営費交付金債務の精算のための収益化等によるもので、棚卸資産等を除き国庫へ返納することとなっている。

注：各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

第4 短期借入金の限度額

1億円
(想定される理由)

第4 短期借入金の限度額

該当なし

	運営費交付金の受入れが遅延。	
	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>該当なし</p>
	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	
	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う</p>	<p>1 施設及び設備に関する事項</p> <p>平成13年度は、平成13年度計画に掲げていた精密機器実験棟改修工事を完了した。平成14年度は、中期計画に定める調査研究課題である「農薬の土壌中での移行性評価試験の検討」を行うのに必要なライシメータを新設した。また、農薬検査高度情報管理施設整備事業による農薬検査行動情報管理施設の建設に着工した。平成15年度は、農薬検査高度情報管理施設が完成した。平成16年度は、第2検査棟を改修するため、工事の契約を完了した。平成17年度は、平成16年に契約した第2検査棟の改修を行った他、年度計画に基づく水産動植物毒性検査棟井戸水給水管改修及び貯水タンクの撤去を実施した。</p>
	<p>2 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、GLP適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p> <p>イ 生態影響、環境基準等に係る農薬登録検査及び農薬に関する情報の提供等への対応を強化するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>(1) 人事に関する事項</p> <p>ア 中期目標期間中は農薬検査の適正な実施等のため、必要な職員の確保とその適正配置に努め、平成13年度においては、既存の組織体制を見直し、農薬の検査技術の向上等に資するための調査研究を一元的に行う調査研究課を設置するとともに、独立行政法人の運営事務強化のため新たに企画評価室を設置し、必要な人員を配置した。平成14年度においては、情報公開法に的確に対応するための窓口の設置を行った。</p> <p>イ 生態影響、環境基準等に係る農薬登録検査及び農薬に関する情報の提供等への対応を強化するため、平成15年度に7名の定員要求を行い、15年度に4名、16年度に2名、17年度に1名の増員を図った。</p>

(2) 人員に関する指標

期末の常勤職員数を期初の109%程度((1)のイに係る増員分を除外した場合にあっては、98%)とする。

(参考)

期初常勤職員 66人

期末常勤職員の見込み

72人

(うち(1)のイによる平成15年度の増員は、7人)

人件費総額見込み

2,613百万円

(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画
人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。

(2) 人員に関する指標

平成15年度途中に定数増となり、順次適格者の採用等により増員を図り平成17年度始期には72名となった。(期初対比109%) 期末の常勤職員数は70人(期初対比106%)であるが、これは平成18年3月31日付け人事(農林水産省への出向、退職)が発生したことによるもので、直近の4月人事で即時補充された。なお、(1)のイに係る増員分を除いた場合にあっては期初対比98%である。

(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画

中期目標期間中、人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、新たに12名を職員として採用した。

また、国等が行う研修(採用者研修、行政研修等)に職員を延べ68人参加させ、資質向上を図った。